

漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領

20水管第2908号

平成21年4月1日

水産庁長官通知

(最終改正 令和6年1月25日付け5水推第1567号)

第1 趣旨

この事業は、産地市場の価格の低迷、燃油や資材価格の高騰によるコストの増大、漁船の高船齢化、国際規制の強化、サンマ、スルメイカ、サケ等の長期的不漁等の中で、生産体制が脆弱化した漁業（養殖業を含む。以下同じ。）について緊急に構造改革をすすめる、将来にわたり水産物の安定供給を担う経営体を育成するため、中央及び地域に官民連携による漁業改革推進集中プロジェクトを立ち上げ、収益性重視の経営体へ転換するための改革計画の策定及びその認定を行うものである。

第2 中央プロジェクト本部運営事業

1 中央プロジェクト本部の設置

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（1）のアの（ア）の中央プロジェクト本部の設置は、以下に定めるところによる。

（1）組織

ア 中央協議会

（ア）中央協議会の委員は生産、流通、造船、経営、研究、資源管理等の幅広い分野から選任するものとし、特定分野に偏らないよう組織するものとする。

（イ）中央協議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。

（ウ）会長は、中央協議会の会務を総理するものとする。

（エ）中央協議会には、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。

（オ）委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（カ）委員は、再任されることが出来るものとする。

（キ）委員が破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、解任されるものとする。

（ク）委員が心身の故障のため職務の執行ができないとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるときは、解任されるものとする。

（ケ）中央協議会には、専門的な事項を処理するための専門部会を設置できるものとする。

（コ）中央協議会は、交付等要綱第3の1の（1）のアの（ウ）に基づき、マーケットイン型養殖業・生産管理評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置、評価委員会は委任事項を処理する。評価委員会の委員は養殖、流通、

金融、経営の分野から組織し、本項（イ）から（ク）の規定を準用し、「会長」を「委員長」と読み替える。

イ 事務局

事業主体は、漁業構造改革総合対策事業の適切かつ円滑な運営のため、専属の事務局を設置するものとする。

（２） 手続等

ア 事業主体は、中央プロジェクト本部を設置しようとするときは、別紙様式例 1 を参考に中央プロジェクト本部設置要綱を作成の上、別記様式第 1 号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

イ 中央プロジェクト本部設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。

（ア）中央協議会の組織、職務及び運営

（イ）事務局の組織及び職務

（ウ）中央協議会委員名簿及び事務局員責任者の氏名

ウ 事業主体は、水産庁長官の承認を受けた中央プロジェクト本部設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。

エ 事業主体は、別記様式第 2 号により、年度ごとに中央プロジェクト本部運営事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

オ 水産庁長官は、必要と認めるときは、事業主体に対し、中央プロジェクト本部の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

カ 水産庁長官は、オによる指示にもかかわらず、中央プロジェクト本部の運営が改善されない場合には、アの承認を取り消すことができるものとする。

2 改革計画の認定及び検証

交付等要綱第 3 の 1 の（１）のアの（イ）の認定及び検証手続は、以下に定めるところによる。

- （１）事業主体は、新規認定可能予算額（既に認定を受けている改革計画に基づき実施中又は実施予定の実証事業に必要な助成見込額を基金残高見込額から除いた余剰見込額をいう。以下同じ。）について、過去実績等を勘案して適切に算出し、その額について水産庁に協議するものとする。
- （２）事業主体は、水産庁と協議した新規認定可能予算額、第 3 の 3 の（２）の改革計画書の提出期限その他の条件を設定し、水産庁が中央協議会及び事業主体に協議のうえ定める審査基準とともに事業主体のホームページ上で示し、改革計画を公募する。
- （３）事業主体は、公募結果を水産庁に通知し、提出があった改革計画書を中央協議会に諮るものとする。
- （４）中央協議会が、当該改革計画について交付等要綱第 3 の 1 の（１）のアの（イ）の基準を満たすものと認めて認定を行おうとするときは、事業主体は別記様式第 3 号により水産庁長官に協議するものとする。
- （５）前項の協議の際、事業主体は、当該改革計画について実施予定の実証事業に要する全事業期間における助成見込総額を適切に算出し、算出根拠資料を添付して、新規認定可能予算額の範囲内において協議するものとする。複数の改革計画について認定を行おうとする場合は、中央協議会による審査に基づき改革計画ごとに順位付けを行った上で水産庁長官に協議するものとする。

- (6) なお、中央協議会における漁船漁業に関する改革計画の認定にあたっては、以下の項目が含まれる審査基準により審査するものとする。
- ア 収益性向上のための操業・生産体制の改革に関する事項（新規性、実証価値、波及効果、ICT技術の活用による操業効率化等）
 - イ 資源管理に関する事項（数量管理の高度化、漁獲報告の電子化等）
 - ウ 省エネに関する事項（燃油使用量削減等）
 - エ 漁船の安全性、居住性及び作業性並びに乗組員の労働環境改善に関する事項
- (7) 中央協議会は、当該改革計画について、審査の結果、その内容が一定の水準に達していない場合は認定を行わないこととする。
- (8) 事業主体は、水産庁長官から当該改革計画を認定することについて異存がない旨の通知を受けたときは、改革計画の申請者に対して別記様式第4号により当該改革計画が中央協議会に認定されたことを通知するものとする。
- また、水産庁長官から(4)の協議内容又は当該改革計画について変更の指示があったときは、再度中央協議会に諮るものとする。
- (9) 交付等要綱第3の1の(1)のアの(イ)により認定を受けた改革計画（以下「認定改革計画」という。）についての変更の申請があったときは、事業主体は水産庁と協議の上、中央協議会に諮り、変更内容が妥当とされた場合は(3)から(8)までに準じて処理するものとする。
- (10) 事業主体は、認定改革計画の実施状況について定期的に調査を行い、その結果、当該認定改革計画の進捗が著しく遅れており、又はその実施内容に当該認定改革計画と齟齬があると認められる場合には、水産庁長官に協議の上、当該認定改革計画を取り消すことができるものとする。
- (11) 事業主体は、認定改革計画に基づいて実施された実証事業の実証結果等について中央協議会に報告し、中央協議会の検証を受け、公表するものとする。

3 地域プロジェクト等に対する指導・助言等

交付等要綱第3の1の(1)のアの(エ)の指導・助言等は、以下に定めるところによる。

- (1) 事業主体は、第3の地域プロジェクト運営事業に取り組もうとする地域・グループ等を支援するため、相談窓口を設けるとともに、主要漁業地域での説明会等を行うものとする。
- (2) 事業主体は、交付等要綱第3の1の(1)のイの地域プロジェクト運営事業を行う者（以下「地域プロジェクト運営者」という。）等の要請に基づき、認定改革計画の策定・実施・実証結果の検証及び地域プロジェクト等の活動の促進のため、専門家の派遣、消費流通動向等の調査・研究及び漁船や供給システムの設計等の支援を行うことができるものとする。
- (3) 事業主体は、(1)及び(2)を行うに当たり、あらかじめその事務手続等に関する規定を作成し、別記様式第5号により水産庁長官の承認を受けるものとする。
- (4) 事業主体は、地域プロジェクト運営者に対して、認定改革計画の定期的な履行状況の把握及び実証結果の検証に係る指導を行うものとする。

4 養殖事業性・適正生産管理ガイドラインの策定及び養殖業改善計画の認定等

交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の手続は、以下に定めるところによる。

- (1) 事業主体は、交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(i)に規定する養

殖業の事業性及び適正な生産管理を評価するためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の策定・更新に必要な調査を行い、ガイドラインの原案（更新原案を含む。以下同じ。）を作成する。事業主体は、調査の実施及び原案の作成のため、外部専門機関にその業務を委託することができる。

- (2) 評価委員会は、交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(i)に基づき、ガイドラインの原案について、国内外の水産物需要の変化に対応した養殖業の成長産業化を実現するため、養殖経営体（複数の養殖経営体等で構成されるグループを含む。以下同じ。）が経営効率化や生産管理の徹底を図りながら、プロダクトアウト型養殖業からマーケットイン型養殖業、自然・社会環境の変化に対応した適正な養殖管理を行う養殖業又は天然資源や漁場環境に負荷をかけない持続可能な養殖業へ意識改革・転換が図られるものとなっている場合には承認する。
- (3) 事業主体は、交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(ii)に規定する養殖業改善計画の作成及び外部評価について、その実施を事業主体のホームページ及びその他の方法で期間、対象養殖業、採択数及びその他の条件を定め年に1回以上公募する。事業主体は、養殖経営体から別記様式第18号により養殖業改善計画の作成・外部評価の助成金交付申請を受付け、公募終了後、評価委員会に提出する。
- (4) 評価委員会は、交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(ii)に基づき、事業主体が定める採点基準に基づき審査し、養殖業改善計画の作成及び作成に必要な外部評価の支援申請に係る認定を行う。事業主体は、評価委員会の決定を遅滞なく応募者に通知し、採択された養殖経営体に対し、事業主体は、別記様式第19号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (5) 養殖経営体は、経済的な都合等により概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第20号により概算払請求書により請求するものとする。
- (6) 事業主体は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。なお、助成金の上限額は100万円以下とする。以下、この項において同じ。
- (7) 養殖経営体は、外部評価終了後、別記様式第21号の精算払請求書に外部評価書を添付して事業主体に助成金の交付を請求するものとする。
- (8) 事業主体は、外部評価書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第22号により養殖経営体に通知するとともに、助成金を交付するものとする。
- (9) 養殖経営体は、別記様式第23号に外部評価を踏まえて作成した養殖業改善計画を添付して事業主体に提出することができる。
- (10) 事業主体は、養殖経営体が外部評価を踏まえて作成した養殖業改善計画の提出があった場合には評価委員会に提出する。評価委員会は、交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(iii)に基づき、事業主体が定めた採点基準を踏まえて養殖業改善計画を審査し、養殖業改善計画を認定（以下、「認定養殖業改善計画」という。）する。事業主体は別記様式第24号により認定書を通知する。
- (11) 令和6年能登半島地震で被災した養殖業経営体は、別記様式第25号に作成した養殖業再建計画を添付して事業主体に提出することができる。
- (12) 事業主体は、令和6年能登半島地震で被災した養殖経営体が作成した養殖業再建計画の提出があった場合には、事業主体が定めた基準を踏まえて審査し、承認（以下「承認養殖業再建計画」）する。事業主体は、別記様式26号により承認書を通知する。

- (13) 認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画の変更の申請があった場合には、事業主体は、(1) から (4) までに準じて処理するものとする。
- (14) 評価委員会は、交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(iv)に基づき、認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画の実施状況について関係機関と協力して定期的に調査を行い、その結果、当該認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画の進捗が著しく遅れており、又はその実施内容に当該計画と齟齬があると認められる場合には、事業主体に対して当該認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画を取り消すことを勧告できる。また、評価委員会から勧告を受けた事業主体は、当該認定養殖業改善計画又は承認養殖業再建計画を取り消すことができる。
- (15) 事業主体は、マーケットイン型養殖業等実証事業の結果等について評価委員会に報告し、評価委員会の評価・検証を受けるものとする。
- (16) 事業主体は、交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(v)及び(vi)に係る業務の運営について専門的な知見を持つ者に委託することができる。
- (17) 評価委員会技術開発部会は、交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(v)に基づき、事業主体が定める採点基準に基づき技術開発計画を審査し、認定を行う。事業主体は、評価委員会技術開発部会の審査結果を遅滞なく応募者に通知する。
- (18) 評価委員会養殖連携部会は、交付等要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の(vi)に基づき、事業主体が定める採点基準に基づき養殖ビジネス計画を審査し、認定を行う。事業主体は、交付等要綱第3の1の(1)のアの(カ)に基づき、産官学金の異なる知見を有する様々な業種からなる養殖プラットフォームを構築するとともに、評価委員会養殖連携部会の養殖ビジネス計画に係る審査結果を遅滞なく応募者に通知する。

5 実施結果報告

事業主体は、別記様式第6号によりこの事業の実施結果について、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官宛てに提出するものとする。

第3 地域プロジェクト運営事業

1 助成金の交付

交付等要綱第3の1の(1)のイの助成金の交付手続は、以下に定めるところによる。

- (1) 地域プロジェクト運営者は、2の(2)のエにより地域プロジェクト運営事業の実施計画の承認を受けた場合には、速やかに事業主体に対して別記様式第7号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。
- (2) 事業主体は、地域プロジェクト運営者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、当該地域プロジェクト運営者に対して別記様式第8号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (3) 地域プロジェクト運営者は、経済的な都合等により概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第9号により概算払請求書により請求するものとする。
- (4) 事業主体は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (5) 地域プロジェクト運営者は、事業終了後、別記様式第10号の精算払請求書に2の(2)のカの事業実施結果報告書を添付して事業主体に助成金の交付を請求

するものとする。

- (6) 事業主体は、事業実施結果報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第11号により地域プロジェクト運営者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。
- (7) 地域プロジェクト運営者は、受け取った助成金について適切に管理するものとする。
- (8) 事業主体は、地域プロジェクト運営者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に地域プロジェクト運営者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

2 地域プロジェクトの設置

交付等要綱第3の1の(1)のイの(ア)の地域プロジェクトの設置については、以下に定めるところによる。

(1) 組織

ア 地域協議会

- (ア) 地域協議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを決めるものとする。
- (イ) 会長は、地域協議会の会務を総理するものとする。
- (ウ) 地域協議会には、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (エ) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (オ) 委員は、再任されることができるものとする。
- (カ) 委員が破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、解任されるものとする。
- (キ) 委員が心身の故障のため職務の執行ができないとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるときは、解任されるものとする。
- (ク) 地域協議会には、その円滑な運営のため、課題ごと、漁業種類ごと又は地域ごとの部会を設置することができるものとする。

イ 中小漁業経営支援協議会

交付等要綱第3の1の(1)のイの(オ)の中小漁業経営支援協議会の設置については、中小漁業経営支援協議会について(平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知)に定めるところによるものとする。

(2) 手続等

- ア 地域プロジェクト運営者は、地域プロジェクトを設置しようとするときは、別紙様式例2を参考に地域プロジェクト設置要綱を作成の上、別記様式第12号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- イ 地域プロジェクト設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。
 - a 地域協議会の組織、職務及び運営
 - b 事務局の組織及び職務
 - c 地域協議会の委員及び事務局員責任者
- ウ 地域プロジェクト運営者は、水産庁長官の承認を受けた地域プロジェクト設

置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。ただし、イのcに規定する事項のみの変更の場合には、速やかに水産庁長官へ報告することで足りるものとする。

エ 地域プロジェクト運営者は、別記様式第13号により、毎年度の地域プロジェクト運営事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。なお、事業計画を有しないことについて、別記様式第14号により報告を行っている場合は、この限りでない。なお、当該実施計画が我が国水産業の競争力強化に資する場合、水産庁長官は、当該実施計画の承認において、その旨を明記するものとする。

オ 地域プロジェクト運営者は、エの承認を受けた実施計画を変更する場合には、エに準じて処理するものとする。ただし、承認された総経費の30%以上の増減を伴わない軽微な変更を行おうとする場合には、事前に水産庁及び事業主体と協議の上、速やかに水産庁長官へ報告することで足りるものとする。

カ 地域プロジェクト運営者は、別記様式第14号により事業実施結果報告書を作成し、毎年事業終了後30日以内に水産庁長官に提出するものとする。

キ 水産庁長官は、必要と認めるときは、地域プロジェクト運営者に対し、地域プロジェクトの運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

ク 水産庁長官は、キによる指示にもかかわらず、地域プロジェクトの運営が改善されない場合には、ア又はエの承認を取り消すことができるものとする。

ケ ア及びウからカまでの申請は、事業主体を経由して提出するものとする。

3 改革計画の作成及び実施

交付等要綱第3の1の(1)のイの(ウ)の改革計画の作成は、以下に定めるところによる。

(1) もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の1の(1)から(3)まで及び(5)の実証事業に係る改革計画は別添1によるものとする。なお、海区、漁業種類等に応じて複数の漁船又は船団が同一の改革計画に基づき取組を実施する場合には、別添2により全体的な改革計画を作成するとともに、別添1により漁船又は船団ごとの個別の改革計画を作成するものとする。同第1の1の(4)の実証事業に係る改革計画は別添3によるものとする。

また、同第1の4の(2)の沿岸漁業版にあつては、当該沿岸漁業版を内容の一部としている「浜の活力再生プラン」(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)の第2に掲げるものをいう。以下同じ。)の内容に沿って改革計画を作成するものとする。

(2) 地域プロジェクト運営者は、策定した改革計画の認定を受けようとする場合には、別記様式第15号に(1)の改革計画書を添付して、事業主体が公募に当たり提示する提出期限までに中央協議会に提出するものとする。

(3) 地域プロジェクト運営者は、事業期間中に認定改革計画を変更しようとする場合には、別記様式第16号に変更後の改革計画書を添付して中央協議会に提出し、その認定を受けなければならない。

(4) 改革計画は、2の(1)のアの(ク)により設けた部会ごとに作成することができるものとする。

(5) 地域プロジェクト運営者は、認定改革計画の実施状況についておおむね6ヶ月ごとに把握し、収益性向上のための効果的な事業実施に必要な指導及び助言を行うとともに、毎年度、その状況を取りまとめ、事業主体へ報告するものとする。

4 助成金交付実績報告

事業主体は、別記様式第17号により、地域プロジェクト運営者に対して交付した助成金の実績を、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官宛てに提出するものとする。

第4 守秘義務

事業主体及び地域プロジェクト運営者の役職員並びに中央協議会及び地域協議会の委員及び事務局員は、本事業の実施に当たり、漁業者、金融機関等から入手した本事業に参加する漁業者に係る財務資料等の情報を厳格に管理するとともに、その職務上知ることができた情報を漏らし、又は盗用してはならない。これらの職にあった者についても同様とする。

附 則

漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知）第3の2の（2）のエの規定に基づき行われた平成21年度の地域プロジェクト運営事業の実施計画の申請は、本実施要領第3の2の（2）のエの規定に基づき行われたものとみなす。

漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の1の（2）のエの規定に基づき行われた平成21年度の中央プロジェクト本部運営事業の実施計画及び第3の2の（2）のエの規定に基づき行われた平成21年度の地域プロジェクト運営事業の実施計画の申請は、本実施要領第2の1の（2）のエ又は第3の2の（2）のエの規定に基づき行われたものとみなす。

附 則（平成27年2月3日26水管第2191号）

- 1 この要領は、平成27年2月3日から施行することとする。
- 2 この要領による改正後の第2の2及び3並びに第3の改革計画に基づいて実施される実証事業の検証及び報告等に関する規定については、この要領の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業についても適用する。

附 則（平成28年4月1日27水推第1306号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の実施要領の第2の1の（1）のアの（ア）の規定により選任された委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日28水推第1305号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の実施要領の第3の2の（2）のカの報告等に関する規定については、改正前の実施要領第3の2の（2）の規定により設置された地域プロジェクトに関する報告等についても適用する。

附 則（平成30年2月1日29水推第1083号）

- 1 この通知は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成30年3月30日29水推第1224号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成31年3月29日30水推第1250号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日元水推第1090号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 単年度補助事業から基金事業への移行における経過措置として、令和元年度予算に係る実施要綱第3の1の（1）の事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第2の2の（6）の実証結果報告に係る規定は、この通知の施行後に終了した実証事業について適用する。
- 3 単年度補助事業から基金事業への移行における経過措置として、令和2年度に限り、この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく実施要綱第3の1の（2）の事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。ただし、当該期間中に新たな事業期間を開始する場合、この通知によることができる。

附 則（令和3年1月28日2水推第1314号）

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業についても、この通知を適用する。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年12月20日3水推第1234号）

- 1 この通知は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正後の実施要領第3の2の（2）のオの実施計画の変更等に関する規定については、改正前の実施要領の規定により承認を受けた地域プロジェクト運営事業の実施計画について適用する。

附 則（令和4年3月28日3水推第1467号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年1月25日付け5水推第1567号）
この通知は、令和6年1月25日から施行する。

【別記様式第1号】

中央プロジェクト本部設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

今般、漁業の構造改革を推進するため、別紙のとおり中央プロジェクト本部設置要綱を定め、これに基づき漁業改革推進集中プロジェクト中央本部を設置したいので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の1の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【別記様式第2号】

中央プロジェクト本部運営事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

令和 年度の中央プロジェクト本部運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の1の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び令和 年度の事業方針
2. 中央協議会開催計画

開催時期	協議内容	備考

3. 養殖事業性・生産管理評価委員会

(1) 開催計画

開催時期	協議内容	備考

(2) 養殖事業性・生産管理ガイドラインの作成・更新計画

作成（更新）時期	ガイドラインの種類	備考

(3) 養殖業改善計画の作成・外部評価の公募計画

公募時期	公募内容	備 考

(4) 養殖業技術開発計画の公募計画

公募時期	公募内容	備 考

※別紙の添付でも可。

(5) 養殖業ビジネス計画の公募計画

公募時期	公募内容	備 考

4. 養殖プラットフォーム活動計画

時期	内容	備 考

5. 経費の配分計画

経費区分	事業費	備 考
資源管理・漁業改革推進基金		
うち資源管理・漁業革新推進勘定		
うち競争力強化型勘定		
合 計		

6. その他

【別記様式第3号】

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

〇〇地域プロジェクト等改革計画の認定に係る協議について

令和 年 月 日付けで下記の地域プロジェクト等運営者から別添（写し）のとおり改革計画の認定申請があり、令和 年 月 日の中央協議会においてこの計画の内容について審査した結果、当該改革計画を水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（イ）の認定をすることが妥当であるとされたことから、当該地域プロジェクト等運営者に対し、別紙の認定書を交付したく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定により協議します。

- ※1 地域プロジェクト等運営者から提出された計画書及び認定書（案）を添付すること。
- ※2 もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の4の（2）の沿岸漁業版にあつては、当該沿岸漁業版を内容の一部としている「浜の活力再生プラン」を添付すること。

【別記様式第4号】

番 号
年 月 日

地域プロジェクト等運営者の名称
及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

〇〇地域プロジェクト等改革計画の認定について

令和 年 月 日付け（ 番号 ）で貴殿から申請のあった改革計画については、令和 年 月 日に開催された中央協議会の審査の結果、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（イ）の認定をすることとされ、別紙認定書が発給されたので通知する。

※ 認定書を添付のこと。

【別記様式第5号】

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

地域プロジェクト等に対する支援要領の制定に関する承認申請書

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（ウ）に基づいて（事業主体）が行う地域プロジェクト等に対する指導・助言等の支援について、別紙のとおり地域プロジェクト等に対する支援要領を作成したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の3の（3）に基づき、承認を申請します。

【別記様式第6号】

中央プロジェクト本部運営事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付けで承認のあった令和 年度の中央プロジェクト本部運営事業について、下記のとおり実施したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の5の規定に基づき事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施概要

2. 中央協議会開催実績

開催時期	協議内容	備 考

3. 地域プロジェクト等への指導・助言等の支援実績

4. 養殖事業性・生産管理評価委員会

(1) 評価委員会
ア 開催実績

開催時期	協議内容	備 考

イ 養殖事業性・生産管理ガイドラインの作成・更新実績

作成（更新）時期	ガイドラインの種類	備 考

ウ 公募実績

公募時期	公募内容	備考

エ 外部評価の実績

養殖経営体	内容	備考

オ 養殖業改善計画の認定実績

養殖経営体名	内容	備考

カ マーケットイン型養殖業等実証事業の検証結果

養殖経営体名	内容	備考

※ 別紙の添付でも可。

(2) 技術開発部会

ア 公募実績

公募時期	公募内容	備考

※別紙の添付でも可。

イ 養殖業技術開発計画の認定実績

提案者	内容	備考

※別紙の添付でも可。

(3) 養殖業連携部会

ア 公募実績

公募時期	公募内容	備考

※別紙の添付でも可。

イ 養殖業ビジネス計画の認定実績

提案者	内容	備考

※別紙の添付でも可。

5. 養殖プラットフォーム活動実績

時期	内容	備考

※別紙の添付でも可。

6. 経費の配分実績

経費区分	事業費	備考
資源管理・漁業改革推進基金		
うち資源管理・漁業革新推進勘定		
うち競争力強化型勘定		
合計		

7. その他

【別記様式第7号】

〇〇地域プロジェクト運営事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け（ 番号 ）で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行う〇〇地域プロジェクト運営事業に係る助成金について、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の1の（1）に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項目	必要な助成金の額	概算払い	備考
合計	円	有・無	

※ 概算払い有りに〇をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

【別記様式第 8 号】

地域プロジェクト運営事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

地域プロジェクト運営者の
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け（ 番号 ）で申請のあった貴組合（会）が行う〇〇地域プロジェクト運営事業に係る助成金について、下記のとおり交付することを決定したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2908 号水産庁長官通知）第 3 の 1 の（2）に基づき通知します。

記

- ※ 事業主体は交付等要綱第 38 に定める条件を付すこと。
- ※ 資源管理・漁業改革推進基金のうち助成金交付に充てる勘定を明記すること。

【別記様式第9号】

令和 年度〇〇地域プロジェクト運営事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の1の（3）に基づき請求します。

記

（単位：円）

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 $a-(b+c)$	備考
合計					

【別記様式第10号】

令和 年度〇〇地域プロジェクト運営事業精算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け（ 番号 ）で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行った令和年度の地域プロジェクト運営事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施結果を報告したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の1の（5）に基づき精算額として金 円を請求します。

記

（単位：円）

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 a-(b+c)	備考
合計					

【別記様式第 1 1 号】

令和 年度〇〇地域プロジェクト運営事業の助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

地域プロジェクト運営者の
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった令和 年度〇〇地域プロジェクト
運営事業精算払請求書の内容を確認した結果、令和 年度〇〇地域プロジェクト運営
事業の助成金の額は金 円に確定したので通知する。
なお、精算額として、金 円を別途支払ったので併せて通知する。

【別記様式第12号】

地域プロジェクト設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

今般、漁業の構造改革を推進するため、別紙のとおり〇〇地域プロジェクト設置要綱を定め、これに基づき〇〇地域の漁業改革推進集中プロジェクトを設置したいので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の2の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【別記様式第13号】

〇〇地域プロジェクト運営事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

令和 年度の地域プロジェクト運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の2の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び令和 年度の事業方針
2. プロジェクトの対象予定としている漁業種類
3. プロジェクトの対象予定としている地域又はグループの範囲
4. 改革計画の認定を受けようとする時期：
5. 地域協議会開催計画

開催時期	協議内容	備考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。7以降の番号は繰り上げて記載)

8. 経費の配分

経費区分	事業費	備考
合 計		

※ 備考欄に経費区分の内容がわかるよう記載すること。

9. その他

【別記様式第14号】

〇〇地域プロジェクト運営事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付けで承認のあった令和 年度の〇〇地域プロジェクト運営事業について、下記のとおり実施したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の2の(2)のカの規定に基づき事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施結果概要
2. プロジェクトの対象とした漁業種類
3. プロジェクトの対象とした地域又はグループの範囲
4. 当該期間における改革計画の認定の有無：※有りの場合は認定年月日を記載すること。
5. 地域協議会開催実績

開催年月日	協議内容	備考

※ 備考欄に事業の進捗状況を記載すること

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。
7 以降の番号は繰り上げて記載)

8. 経費の配分

経費区分	事業費	備考
合 計		

※ 備考欄に経費区分の内容が分かるよう記載すること。

9. その他

※ 次年度以降の実施計画を有しない場合は、その旨を記載すること。

【別記様式第15号】

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

〇〇地域プロジェクト改革計画の認定申請書

このことについて、別紙改革計画書のとおり〇〇地域プロジェクトにおける改革計画を策定したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年〇月〇日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（イ）の認定を受けたく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の3の（2）の規定により提出します。

【別記様式第16号】

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

〇〇地域プロジェクト改革計画の変更申請書

このことについて、令和 年 月 日付け（ 番号 ）で認定された当該地域の改革計画について、下記により内容の一部を変更したく、別紙のとおり変更後の改革計画書を作成したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の3の（3）の規定により提出します。

記

※ 変更理由を簡潔に記載すること。

【別記様式第17号】

令和 年度地域プロジェクト運営事業に対する助成金交付実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

令和 年度の地域プロジェクト運営事業に対する助成金交付実績を下記のとおり取りまとめたので報告します。

記

(単位：円)

地域プロジェクト運営者の名称	交付決定		概算払		助成金確定額	備考
	金額	年月日	金額	年月日		
合計額						

【別記様式第18号】

養殖業改善計画の作成・外部評価に係る助成金交付申請書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

養殖業改善計画の作成・外部評価に係る助成金について、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の4の（3）に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項目	必要な助成金の額	概算払い	備考
	円	有・無	
合計			

※ 概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。 2.

振込先

項目	振込口座
金融機関名 (支店名)	
預金種目 口座番号 (フリガナ)	普通・当座・その他
口座名義	

※ 通帳の見開き（上記項目が記載されている。）の写しを提出のこと。

3. 添付書類

- ・養殖業改善計画書（事業主体が別に指定する様式）

【別記様式第19号】

養殖業改善計画の作成・外部評価に係る助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

養殖経営体の
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け（ 番号 ）で貴殿から申請のあった養殖業改善計画の作成・外部評価に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の4の（4）に基づき通知します。

【別記様式第20号】

令和 年度養殖業改善計画の作成・外部評価に係る助成金概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の4の（5）に基づき請求します。

記

1. 請求額

(単位：円)

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 a-(b+c)	備考
合計					

2. 振込先

項目	振込口座
金融機関名 (支店名)	
預金種目 口座番号 (フリガナ)	普通・当座・その他
口座名義	

※ 通帳の見開き（上記項目が記載されている。）の写しを提出のこと。

3. 添付書類

- ・見積書

【別記様式第21号】

令和年度養殖業改善計画の作成・外部評価に係る助成金精算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け（番号）で事業主体から承認のあった当養殖経営体が行った
令和 年度の養殖業改善計画の作成・外部評価について、別紙のとおり実施結果を報
告しますので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日
付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の4の（7）に基づき精算額として
金 円を請求します。

記

1. 請求額

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 a-(b+c)	備考
合計					

2. 振込先

項目	振込口座
金融機関名 (支店名)	
預金種目 口座番号 (フリガナ)	普通・当座・その他
口座名義	

※ 通帳の見開き（上記項目が記載されている。）の写しを提出のこと。

3. 添付書類

- ・外部機関による評価書の写し
- ・請求書、領収書の写し

【別記様式第 2 2 号】

令和 年度養殖業改善計画の作成・外部評価に係る助成金の額の確定通知

番 号
年 月 日

養殖経営体の

名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所

名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付けで貴殿から提出のあった令和 年度養殖業改善計画の作成・外部評価に係る助成金精算払請求書の内容を確認した結果、令和 年度養殖業改善計画の作成・外部評価に係る助成金の額は金 円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金 円を別途支払ったので併せて通知する。

【別記様式第23号】

番 号
年 月 日

事業主体の
名称及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

養殖業改善計画の認定申請書

このことについて、別紙養殖業改善計画書のとおり外部評価を踏まえた改善計画を策定したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（ウ）の（iii）の認定を受けたく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の4の（9）の規定により提出します。

【別記様式第24号】

番 号
年 月 日

養殖経営体の
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

養殖業改善計画の認定について

令和 年 月 日付け（ 番号 ）で貴殿から申請のあった改善計画については、令和 年 月 日に開催された評価委員会の審査の結果、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（ウ）の（iii）の認定をすることとされ、別紙認定書が発給されたので通知する。

※ 認定書を添付のこと。

【別記様式第25号】

番 号
年 月 日

事業主体の名称
及び代表者の氏名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

養殖業再建計画の承認申請書

このことについて、別紙養殖業再建計画とおりに再建計画を作成したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（オ）の承認を受けたく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の4の（11）の規定により提出します。

【別記様式第26号】

番 号
年 月 日

養殖経営体の
名称及び代表者の氏名 殿

事業主体の住所
名称及び代表者の氏名

養殖業再建計画の承認について

令和 年 月 日付け（番号）で貴殿から申請のあった養殖業再建計画については、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（オ）により承認するので通知する。

【別添1】

整理番号	
------	--

〇〇地域プロジェクト改革計画書

地域プロジェクト名			
地域プロジェクト 運営者	名称		
	代表者の役職 及び氏名		
	住所		
計画策定年月	年 月	計画期間	年度～ 年度
実証事業の種類	※		

※ 「改革型漁船等の収益性改善の実証事業」、「漁船等の収益性回復の実証事業」、「第二種特定漁業の再編整備に伴う他魚種転換等の生産性向上の実証事業」、「先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業」のいずれかを記入すること。

1 目的

2 地域の概要

- ※ 地域産業としての漁業の位置づけ、漁業の概要、対象資源の状況（養殖業にあっては、漁場環境の状況）等を記載すること。
- ※ この地域プロジェクトにおいて、過去に認定を受けた改革計画が存在する場合は、当該計画の進捗状況及び検証結果について記載し、当該計画の成果を踏まえた内容とすること。

3 計画内容

（1）参加者等名簿

- ※ 漁業関係、流通・加工関係、金融・経営等関係・研究関係、地方公共団体、学識研究者等の別に記載すること。

（2）改革のコンセプト

<生産に関する事項>

- ※ 「改革型漁船等の収益性改善の実証事業」においては、閉鎖された甲板室を有する漁船を導入する場合、自動船舶識別装置（AIS）（受信機のみのもものを除く。）の設置について記載すること。ただし、構造上の理由により設置が不可能な漁船や、操業の状況に鑑み設置することが特に不要な場合を除く。
- ※ 漁船の乗組員に対するライフジャケットの着用の徹底について記載すること。

<資源管理に関する事項（養殖業にあっては、漁場環境の改善に関する事項）>

- ※ 対象魚種又は対象漁業種類に関する資源管理計画（資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第3の3の（1）に基づき国又は都道府県の確認を受けたものをいう。）に基づく取組を含めること。ただし、対象水産資源に関する資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第124条に基づき締結され、同第125条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたもの。）がある場合には、当該協定に基づく取組を含めること。

<流通・販売に関する事項>

<政策手法のグリーン化に関する事項>

- ※ 漁船漁業にあっては、水揚量又は水揚金額当たりの燃油使用量について、原則直近5年平均を用いて算出した実績と比べて10%以上の削減が図られていることを示すこと。
- ※ 養殖業にあっては、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画に参加している場合は、それを遵守していることを示すこと。その他、天然資源や漁場環境に負荷をかけない持続可能な養殖業への取組がある場合はそれを示すこと。

<支援措置（漁業構造改革推進事業その他国庫助成事業、制度資金）の活用に関する事項>

(3) 改革の取組内容

大 事 項	中 事 項	現 状 と 課 題	取 組 記 号 ・ 取 組 内 容	見 込 ま れ る 効 果 (数 値)	効 果 の 根 拠

<記入に当たって>

- ・「大事項」欄には、生産、資源管理、漁場環境改善、流通・加工等、当該取組の分野が分かる事項名を記載すること。
- ・「中事項」欄には、省コスト化、漁船の合理化等、当該取組がどのような効率化に係る取組か分かる事項名を記載すること。
なお、複数の漁業種類の取組を行う場合は、漁業種類ごとに記載すること。
- ・「取組内容」欄には、取組を行う者を明記すること。
- ・「見込まれる効果」欄には、改革の取組により見込まれる効果について、現状との比較を定量的に記載するとともに、その検証方法を示すこと。
- ・「効果の根拠」について当該欄への記載と別に、地域プロジェクトにおける検討資料等、詳細が分かる資料を別途添付すること。

(4) 改革の取組内容と支援措置の活用との関係

① 漁業構造改革総合対策事業の活用

取組 記号	事業名	改革の取組内容との関係	事業実施者	実施年度

もうかる漁業創設支援事業に要する助成金（見込み）

事業期間と所要額	用船料等補助金（百万円）	運転経費助成金（百万円）
1 事業期間		
2 事業期間		
3 事業期間		

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3) で用いた取組記号を記入すること。
- ・もうかる漁業創設支援事業を実施しようとする場合であって、既に用船等の公募を行っているときには、「改革の取組内容との関係」欄に船名、所有者名、総トン数等を可能な範囲で記載すること。

② その他関連する支援措置

取組 記号	支援措置、制度資金名	改革の取組内容との関係	事業実施者 (借受者)	実施年度

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3) で用いた取組記号を記入すること。
- ・「支援措置、制度資金名」の欄には、活用を予定する支援措置の名称を記入し、国庫補助事業以外の補助事業についても記載すること。

(5) 取組のスケジュール

① 工程表

取組記号	取組内容	年度	〇〇〇〇〇

<記入に当たって>

- ・ (3) における取組記号を用い、検討・導入期間を点線---で、実施・普及期間を
実線—で記入すること。
- ・ 改革の取組により想定される波及効果についても、可能な限り記入すること。
- ・ 認定改革計画の効果検証に係るスケジュールについても、記載すること。
- ・ 「年度」欄には、改革1年目(期目)から5年目(期目)までに対応する年度記
載すること。

4 漁業経営の展望（改革型漁船等の収益性改善の場合）

<経費等の考え方>

※ 漁業種類ごとに改革計画に参加する漁業者の操業・生産の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

<〇〇漁業>

(1) 収益性改善の目標

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	現状	改革1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入 収入合計 水揚量 水揚高 引当金戻入 その他収入 経費 経費合計 人件費 燃油代 修繕費 漁具費 その他 保険料 公租公課 販売経費 一般管理費 減価償却費 退職給付引当金繰入 特別修繕引当金繰入 その他引当金繰入						
利益						
償却前利益						

※ 同一漁業種類であっても、改革計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※ 段階的に船団構成を改革する場合等の漁業経営の展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

※ 養殖業に係る実証事業にあつては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、えさ代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。

※ 養殖業に係る実証事業にあつては、経営体の評価を行うため、実証事業外の事業がある場合には、当該事業を含めた経営体全体の収支表を作成するとともに実証事業に係る収支表を作成すること。

- ※ 養殖業に係る実証事業にあつては、「改革1年目」を「改革1期目」「2年目」から「5年目」についても同様に「2期目」から「5期目」と記載)とし、養殖の開始から出荷までの収入及び経費について記載することができる。
- ※ その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該取組に係る負債性引当金繰入をいう。
- ※ 洗替法による引当金繰入を計上している場合等翌期に収益化するものは、引当金戻入を計上すること。

(2) 次世代船建造の見通し

償却前 利益 百万円	×	次 世代船 建造 ま での年 数 年	>	船 価 (造船所見積) 百 万 円
---------------	---	--------------------------	---	----------------------

- ※ 「償却前利益」は、改革5年目の数値、改革3～5年目の平均値等、目標達成時の見通しに基づき記載すること。
- ※ 船価については、造船所見積等に基づき記載すること。

※養殖業に係る実証事業にあつては、以下の内容を記載すること。

(2) 養殖生け簀等の更新の見通し

償却前利益 百万円	×	養殖生け簀等の更新 ま での年 数 年	>	養殖生け簀等の取得費 合 計 額 百 万 円
--------------	---	---------------------------	---	------------------------------

- ※ 「償却前利益」は、改革5期目の数値、改革3～5期目の平均値等、目標達成の見通しに基づき記載すること。

(参考) 改革計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

4 漁業経営の展望（漁船等の収益性回復の場合）

<経費等の考え方>

※ 漁業種類ごとに改革計画に参加する漁業者の操業・生産の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

<〇〇漁業>

(1) 収益性回復の目標

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	現状	改革1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入 収入合計 水揚量 水揚高 引当金戻入 その他収入 経費 経費合計 人件費 燃油代 修繕費 漁具費 その他 保険料 公租公課 販売経費 一般管理費 減価償却費 退職給付引当金繰入 特別修繕引当金繰入 その他引当金繰入						
利益						
償却前利益						

※ 同一漁業種類であっても、改革計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※ 段階的に船団構成を改革する場合等の経営展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

※ 養殖業に係る実証にあつては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、えさ代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。

※ 養殖業に係る実証にあつては、「改革1年目」を「改革1期目」（「2年目」から「5年目」についても同様に「2期目」から「5期目」と記載）とし、養殖の開始から出荷までの収入及び経費について記載することができる。

※ その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該事業に係る負債性引当金繰入をいう。

※ 洗替法による引当金繰入を計上している場合等翌期に収益化するものは、引当金戻入を計上すること。

(2) 収益性回復の評価

償却前利益について、地域の実情に応じて代船又は養殖生け簀等の取得までの年数を踏まえた評価を記載すること。

※ 「償却前利益」は、改革5年目の数値、改革3～5年目の平均値等、目標達成時の見通しに基づき記載すること。

(参考) 改革計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

【別添 2】

整理番号	
------	--

〇〇地域プロジェクト改革計画書

地域プロジェクト名称			
地域プロジェクト 運 営 者	名 称		
	代表者の役 及び氏名		
	住所		
計画策定年月	年月	計画期間	年度～ 年度

1 目的

2 地域の概要

※ 地域産業としての漁業の位置づけ、漁業の概要、対象資源の状況（養殖業にあつては、漁場環境の状況）等を記載すること。

3 計画内容

※ 「漁業生産関係」、「資源管理関係」（養殖業にあつては、漁場環境改善関係）、「加工・流通関係」等、項目を立てて記載すること。

4 改革スケジュール

※ 3の計画内容の取組スケジュールを記載すること。

5 将来展望

6 参加者名簿

※ 漁業関係、流通・加工関係、金融・経営等関係、研究関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載すること。

※ 必要に応じ当該改革計画の内容を説明する参考資料を添付すること。

【別添3】

整理番号	
------	--

〇〇 地域プロジェクト改革計画書

地域プロジェクト名称			
地域プロジェクト 運 営 者	名称		
	代表者の役職及び氏名		
	住所		
計画策定年月	年月	計画期間	年度～ 年度
実証事業の種類	資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業		

1 目的

2 地域の概要

※ 地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要、漁船の状況、対象資源の状況等を記載すること。

※ この地域プロジェクトにおいて、過去に認定を受けた改革計画が存在する場合は、当該計画の進捗状況及び検証結果について記載し、当該計画の成果を踏まえた内容とすること。

3 計画内容

(1) 参加者等名簿

※ 漁業関係、造船関係、流通・加工関係、金融・経営等関係、研究関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載すること。

(2) 改革のコンセプト

<漁船導入の共通化・効率化等に関する事項>

※ 船体、主機関、補機関及び主要設備の共通化、建造コストの削減、建造工期の縮減及び計画期間中の漁船等のメンテナンス経費の削減に係る取組を記載すること。

<操業・生産に関する事項>

※ 資源管理・労働環境改善型漁船の共通仕様での導入による操業・生産の効率化について記載すること。

<資源管理に関する事項>

※ 衛星船位測定器（VMS）の設置及び運用計画について記載すること

※ 対象魚種又は対象漁業種類に関する資源管理計画（資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第3の3の（1）に基づき国又は都道府県の確認を受けたものをいう。）に基づく取組を含めること。ただし、対象水産資源に関する資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第124条に基づき締結され、同第125条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたもの。）がある場合には、当該協定に基づく取組を含めること。

<漁船の安全性、居住性及び作業性に関する事項>

※ 船内インターネット環境の整備及び運用計画について記載すること。

※ 自動船舶識別装置（AIS）（受信機のみのもを除く。）の設置について記載すること。ただし、構造上の理由により設置が不可能な漁船や、操業の状況に鑑み設置することが特に不要な場合を除く。

※ 漁船の乗組員に対するライフジャケットの着用の徹底について記載すること。

<流通・販売に関する事項>

<政策手法のグリーン化に関する事項>

※ 漁船漁業にあっては、水揚量又は水揚金額当たりの燃油使用量について、原則直近5年平均を用いて算出した実績と比べて10%以上の削減が図られていることを示すこと。

<支援措置（漁業構造改革推進事業その他国庫補助事業、制度資金）の活用に関する事項>

(3) 改革の取組内容

大事項	中事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果（数値）	効果の根拠

<記入に当たって>

- ・「大事項」欄には、「漁船導入の共通化・効率化等」、「操業・生産」、「資源管理」、「漁船の安全性、居住性及び作業性の向上」、「流通・販売」等、当該取組の分野が分かる事項名を記載すること。
- ・「中事項」欄には、省コスト化、効率化、付加価値向上等、当該取組が分かる事項名を記載すること。
- ・「取組内容」欄には、当該取組を行う者を明記すること。
- ・「見込まれる効果」欄には、改革の取組により見込まれる効果について、現状との比較を定量的に記載するとともに、その検証法を示すこと。
- ・「効果の根拠」について当該欄への記載と別に、地域プロジェクトにおける検討資料等、詳細が分かる資料を別途添付すること。

(4) 改革の取組内容と支援措置の活用との関係

① 漁業構造改革総合対策事業の活用

取組 記号	事業名	取組内容との関係	事業実施者	実施年度

もうかる漁業創設支援事業に要する助成金（見込み）

事業期間と所要額	用船料等補助金（百万円）	運転経費助成金（百万円）
1 事業期間		
2 事業期間		
3 事業期間		

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3) で用いた取組記号を記入すること。
- ・「取組内容との関係」欄には、実証に用いる予定の漁船の種類、総トン数、隻数等も記載すること。

② その他関連する支援措置

取組 記号	支援措置、制度資金名	取組内容との関係	事業実施者 (借受者)	実施年度

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3) で用いた取組記号を記入すること。
- ・「支援措置、制度資金名」欄には、活用する予定の支援措置の名称を記入し、国庫補助事業以外の補助事業等についても記載すること。

(5) 取組のスケジュール

① 工程表

取組 記号	取組内容	年度
		○ ○ ○ ○ ・ ・ ・

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3) で用いた取組記号を記入すること。
- ・「年度」欄には、1年目(期目)から5年目(期目)までに対応する年度を記載し、検討・導入期間を点線…で、実施・普及期間を実線で記入すること。また、漁船ごとにスケジュールが異なる場合は、その内容が分かる工程表を作成すること。
- ・認定改革計画の効果検証に係るスケジュールについても記載すること。

※ 当該漁業に係る長期代船建造計画（長期代船建造計画策定要領（平成30年3月30日付け29水推第1221号水産庁長官通知）第3の1の規定に基づき水産庁長官の確認を受けたもの）と整合した内容とすること。

② 取組により想定される波及効果

4 漁業経営の展望

<経費等の考え方>

※ 実証に取り組む漁業の操業・生産の概要、収益性の改善見込みとその考え方等を記載すること。

(1) ○○漁業における収益性改善の目標

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	現状	改革 1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収入						
収入合計						
水揚量						
水揚高						
引当金戻入						
その他収入						
経費						
経費合計						
人件費						
燃油代						
修繕費						
漁具費						
その他						
保険料						
公租公課						
販売経費						
一般管理費						
減価償却費						
退職給付引当金繰入						
特別修繕引当金繰入						
その他引当金繰入						
利益						
償却前利益						

<記入に当たって>

- ・同一漁業種類であっても、改革計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。
- ・段階的に船団構成を変更する場合等の漁業経営の展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。
- ・その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該取組に係る負債性引当金繰入のことをいう。
- ・洗替法による引当金繰入を計上している場合等翌期に収益化するものは、引当金戻入を計上すること。

(2) 次世代船建造の見通し

償却前利 百万円	×	次世代船建造 までの年数 年	>	船価（造船所見積） 百万円
-----------------	---	--------------------------	---	----------------------

<記入に当たって>

- ・「償却前利益」は、改革5年目（期目）の数値、改革3年目（期目）から5年目（期目）までの平均値等、目標達成の見通しに基づき記載すること。
- ・船価については、造船所見積等に基づいて記載すること。

(参考) 改革計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

(別紙様式例1)

中央プロジェクト本部設置要綱

(設置)

第1 ○○○【事業主体名】は、漁業改革推進集中プロジェクト中央本部（以下「中央プロジェクト本部」という。）を設置する。

(組織及び任務等)

第2 中央プロジェクト本部は、漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）及び事務局からなるものとする。

1 中央協議会

- (1) 中央協議会は、別表の1の委員をもって組織する。
- (2) 中央協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定めるものとする。
- (3) 会長は、中央協議会の議長となり、会務を総理する。
- (4) 中央協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (5) 会長は、協議会に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求め、助言及び指導を受けることができる。
- (6) 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 委員は、再任されることができる。
- (8) 事業主体の長は、委員が破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならないものとする。
- (9) 事業主体の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができるものとする。
- (10) 中央協議会は、漁業改革推進集中地域プロジェクトの作成する改革計画の審議、認定、助言及び検証を行う。
- (11) 中央協議会には、○○部会を設置する。
 - ① ○○部会は、別表の2の委員をもって組織する。
 - ② ○○部会は、○○○○に関し、専門的立場から中央協議会を支援する。

2 事務局

- (1) 事務局員は、別表の3のとおりとする。
- (2) 事務局は、漁業改革推進集中プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

(秘密保持義務)

第3 ○○○（漁業者団体名）の役員若しくは職員若しくは中央協議会委員、事務局員、（専門部会委員）又はこれらの職にあった者は、漁業改革推進集中プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(別表)

1. 中央協議会委員、オブザーバー名簿

所属機関	役職	氏名

2. ○○部会委員名簿

経歴	専門分野	氏名	実績等

3. 事務局員名簿

所属機関	役職	氏名

(別紙様式例 2)

〇〇地域プロジェクト設置要綱

(設置)

第 1 〇〇〇【地域プロジェクト運営者名】は、〇〇地域プロジェクト（以下単に「プロジェクト」という。）を設置する。

(組織及び任務等)

第 2 プロジェクトは、地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）、事務局（及び〇〇中小漁業経営支援協議会）からなるものとする。

1 地域協議会

(1) 地域協議会は、別表の 1 の委員をもって組織する。

(2) 地域協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを決めるものとする。

(3) 会長は、地域協議会の議長となり、会務を総理する。

(4) 地域協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。

(5) 地域協議会は、改革計画の作成及び実施等に対する助言及び指導を受けるため、国又は地方公共団体の水産担当部局職員等必要な者の出席を求めることができる。

(6) 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(7) 委員は、再任されることができる。

(8) プロジェクト運営者の長は、委員が破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならないものとする。

(9) プロジェクト運営者の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができるものとする。

(10) 地域協議会は、プロジェクトにおける改革計画を作成し、中央協議会の認定を受けるとともに、認定された改革計画の実施状況の把握とともに必要な指導・助言等を行う。

(11) 地域協議会は認定改革計画の実証結果等について検証する。

(12) 地域協議会には、〇〇部会を設置する。

①〇〇部会は、別表の 2 の委員をもって組織する。

②〇〇部会は、〇〇〇〇に関し、専門的立場から地域協議会を支援する。

2 事務局

(1) 事務局員は、別表の 3 のとおりとする。

(2) 事務局は、プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

3 〇〇中小漁業経営支援協議会（必要に応じて記載すること。）別紙〇〇中小漁業経営支援協議会設置要綱のとおり。

(秘密保持義務)

第 3 〇〇〇（漁業者団体名）の役員若しくは職員若しくは地域協議会委員、事務局員、（〇〇部会委員）又はこれらの職にあった者は、漁業改革推進集中プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に遺漏しないようにしなければならない。

(別表)

1. 地域協議会委員、オブザーバー名簿

所属機関	役職	氏名

2. ○○部会委員名簿

経歴	専門分野	氏名	実績等

3. 事務局員名簿

所属機関	役職	氏名